

佐賀大学医学部及び医学部附属病院の教育研究等スペースの利用
に関する申合せ

(平成16年5月19日決定)

- 1 この申合せは、佐賀大学医学部（以下「医学部」という。）及び医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における教育・研究等の促進を図るため、医学部敷地内の施設を有効に利用することを目的とする。
- 2 医学部の教育・研究等スペースの配分・利用については、医学部長を責任者とする。
- 3 附属病院の教育・研究・診療等スペースの配分・利用については、附属病院長を責任者とする。
- 4 医学部及び附属病院のスペース配分・利用の方法については、別に設置する組織にて検討し、代議員会の了承を得るものとする。
- 5 医学部及び附属病院の事務管理に関するスペースの配分・利用については、医学部長、附属病院長及び事務部長が協議の上、代議員会に提案し了承を得るものとする。
- 6 この申合せは、平成16年5月19日から実施する。

附 記（平成17年3月17日改正）

この申合せは、平成17年4月1日から実施する。